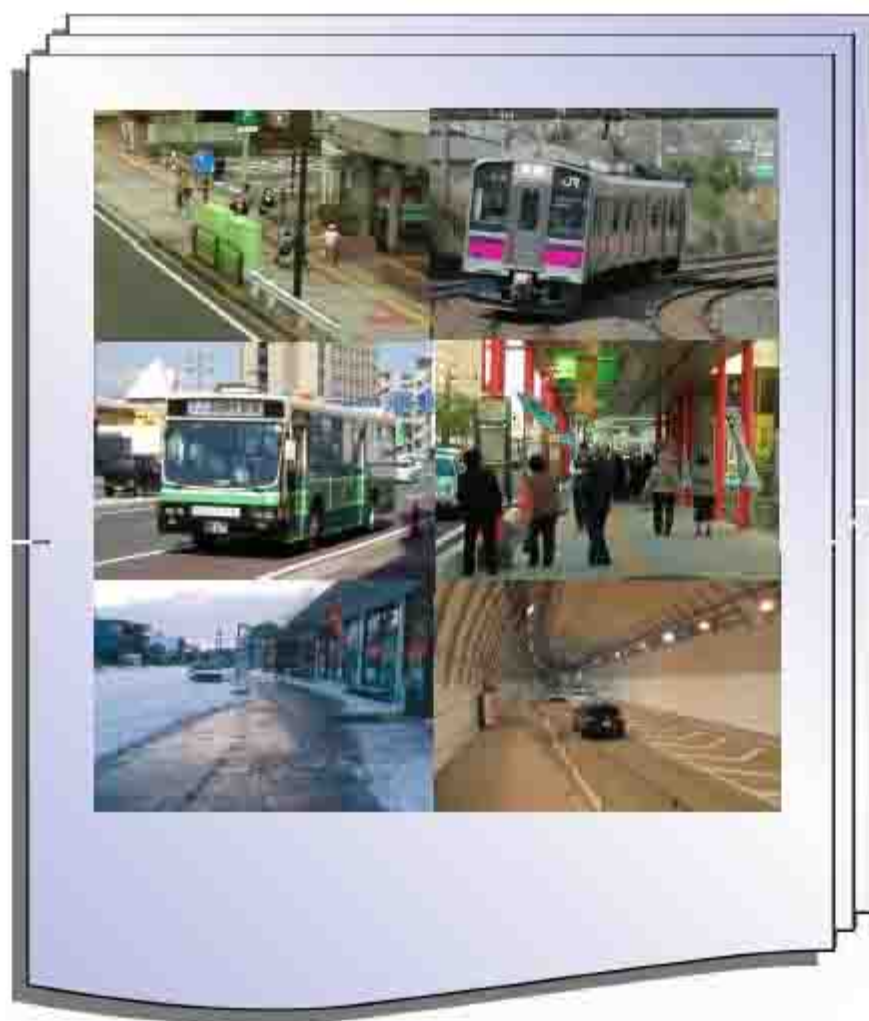


秋田市総合交通戦略

(抜粋版)



平成 21 年 3 月

秋田市

目 次

1	戦略策定の目的	1
2	交通をとりまく環境	2
2.1	現状と課題	9
2.2	秋田市における交通環境向上に向けた主な取り組み	16
2.3	市街地形成の課題とコンパクトで成熟した市街地形成の必要性	21
3	秋田市の目指すべき将来像の検討	25
3.1	上位・関連計画の概要	26
3.2	秋田市における市街地形成の方針	34
3.3	秋田市の目指すべき将来都市像	38
3.4	秋田市の目指すべき将来交通体系	38
4	本計画の位置付け	42
4.1	戦略的な交通施策展開の必要性	43
4.2	本計画の位置付けと策定経緯	44
5	戦略の進め方	47
5.1	基本的な方針	47
5.2	対象区域	47
5.3	計画期間	47
5.4	目標	47
5.5	目標達成のための施策パッケージの設定	48
5.6	施策展開の方針の設定	49
5.7	管理・運営の仕組みと体制の構築	49
	施策パッケージの個別施策について	52

1 戦略策定の目的

本市では、自動車交通への依存が高い割合を占めており、活力ある地域社会や安全で快適な市民生活を実現するうえで道路等の社会基盤の整備は不可欠となっている。

その一方で、公共交通の利用が減少してきており、超高齢社会を迎えた本市においては、車を運転できない、いわゆる交通弱者の移動手段を確保することが必要となっている。

さらに、持続可能なまちづくりを推進するために、都市交通をいかに再構築するかが課題となっている。

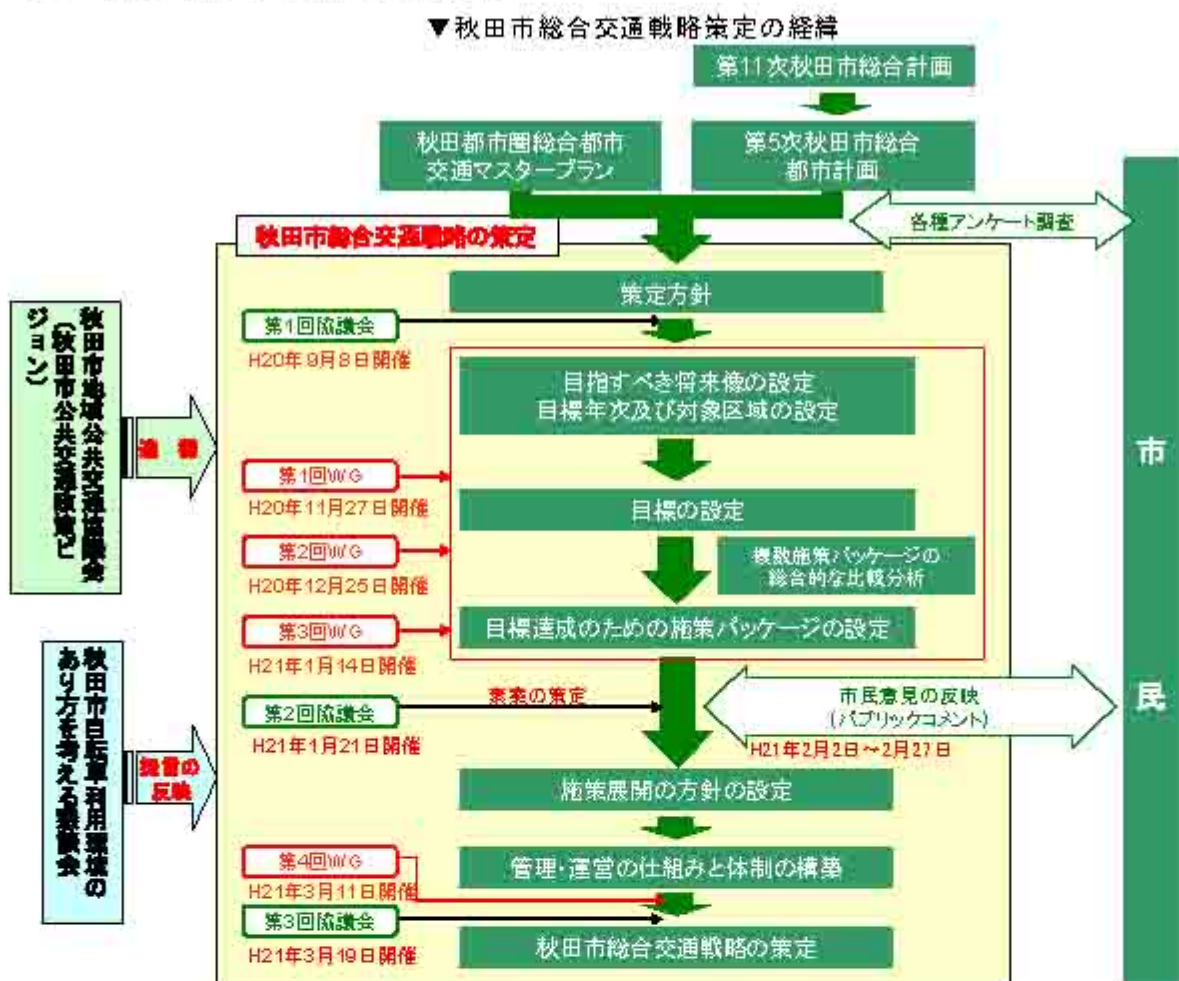
これらの課題に適切に対応するには、関係機関との連携を強化し、都市交通^{※1}に関連する複数の施策を組み合わせる総合的に取り組むことが必要であり、その際、事業スピードを重視しつつ、重点的かつ効率的な事業展開を図ることが重要である。

そこで、安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた持続可能な都市づくりを進めるため、総合的な都市交通のあり方や必要な施策・事業に関して目標を定め、ハード・ソフト両面からなる「秋田市総合交通戦略」を策定^{※2}する。

※1 都市交通とは、都市内の移動手段と定義。

※2 策定に際しては、平成 20 年 7 月に認定された秋田市中心市街地活性化基本計画および平成 20 年度に策定された秋田市公共交通政策ビジョン(以下「政策ビジョン」という。)と連携して行うものとする。

4.2 本計画の位置付けと策定経緯



戦略の策定にあたっては、「秋田市地域公共交通協議会※¹」（平成19年9月設立・平成21年2月までに8回開催）が定めた「秋田市公共交通政策ビジョン」と連携を図っている。

また、平成20年10月から平成21年1月までに4回開催した「秋田市自転車利用環境のあり方を考える懇談会※²」（終了）からの施策を秋田市総合交通戦略に反映するものとしている。

※1 秋田市地域公共交通協議会とは、地域の関係者が総力を挙げて、地域公共交通の活性化および再生に向けて、あらゆる課題について議論し、合意形成を図る場として、設立した協議会である。この協議会の目的は以下のとおりである。

- ① 地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づく協議会として、同法に定められた「地域公共交通総合連携計画（秋田市公共交通政策ビジョン）」の作成および変更に関し協議し、関係する事業を実施する。
- ② 道路運送法の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

※2 秋田市自転車利用環境のあり方を考える懇談会とは、秋田市の自転車を取り巻く現状を明らかにしたうえで、今後の自転車利用環境のあり方について検討し、秋田市総合交通戦略協議会や秋田市原油価格等高騰対策検討委員会へ提言することを目的に設立されたものである。

5 戦略の進め方

5.1 基本的な方針

目指すべき将来都市像および将来交通体系の実現に向けて、以下の基本方針を示す。

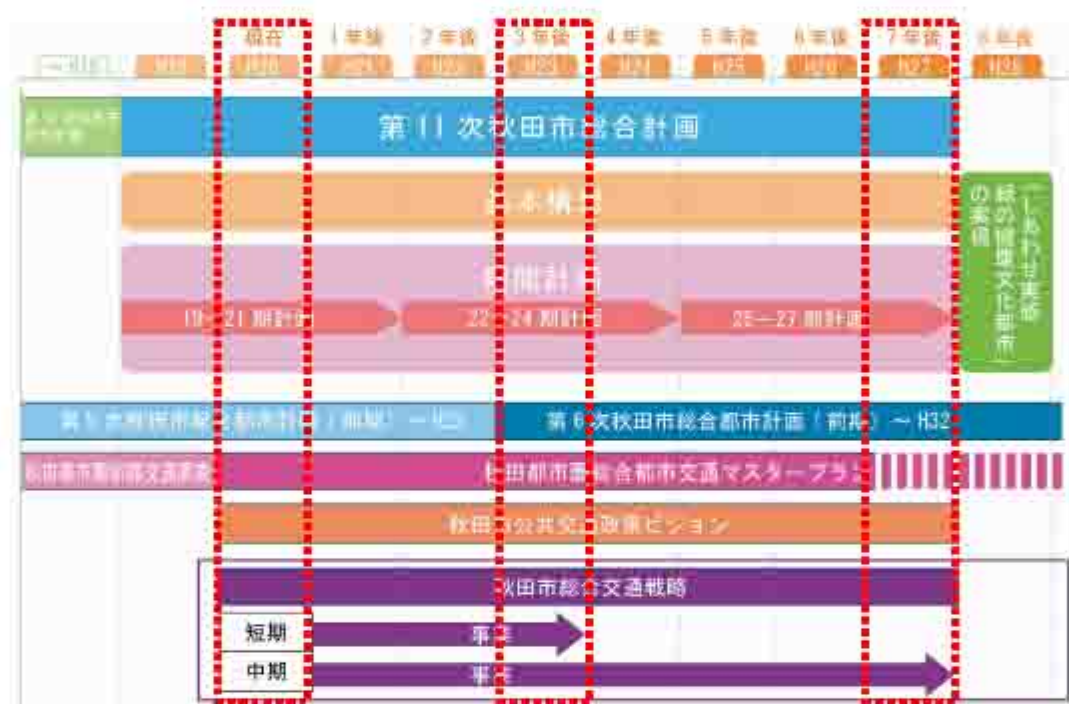
過度なマイカー依存から脱し、誰もが複数の移動手段を選択できる交通体系の実現

5.2 対象区域

秋田市全域を対象とする。

5.3 計画期間

目標年次は平成 27 年度末とする。



※平成 23 年度末を目途に、必要に応じて見直しを行う

5.4 目標

基本方針に従い以下の目標を設定する。

- I 歩行者、自転車及安全・安心かつ快適に利用できる交通環境の実現
- II 関係者の連携により、将来にわたり持続可能な公共交通の実現
- III 誰もが複数の移動手段を選択できる交通体系を支援する道路網の実現

5.6 施策展開の方針の設定

施策パッケージごとに目標年次までの期間中における各施策・事業の展開について、各実施主体との調整を踏まえ実施内容等を明確化した。

具体的には、施策・事業の実施時期、実施主体について具体的に示した。

（施策パッケージの個別施策についてを参照）

5.7 管理・運営の仕組みと体制の構築

「戦略(Plan)を策定後、施策の実施・管理(Do)、評価(Check)、計画の改善(Action)」の管理・運営の仕組みとそれを実施する体制を確立する。

戦略の管理・運営は、策定組織である「秋田市総合交通戦略協議会」で継続して行うものとし、戦略の策定からPDCAの管理・運営まで継続的な体制とする。

各施策・事業については1年ごとに進捗状況を確認する。

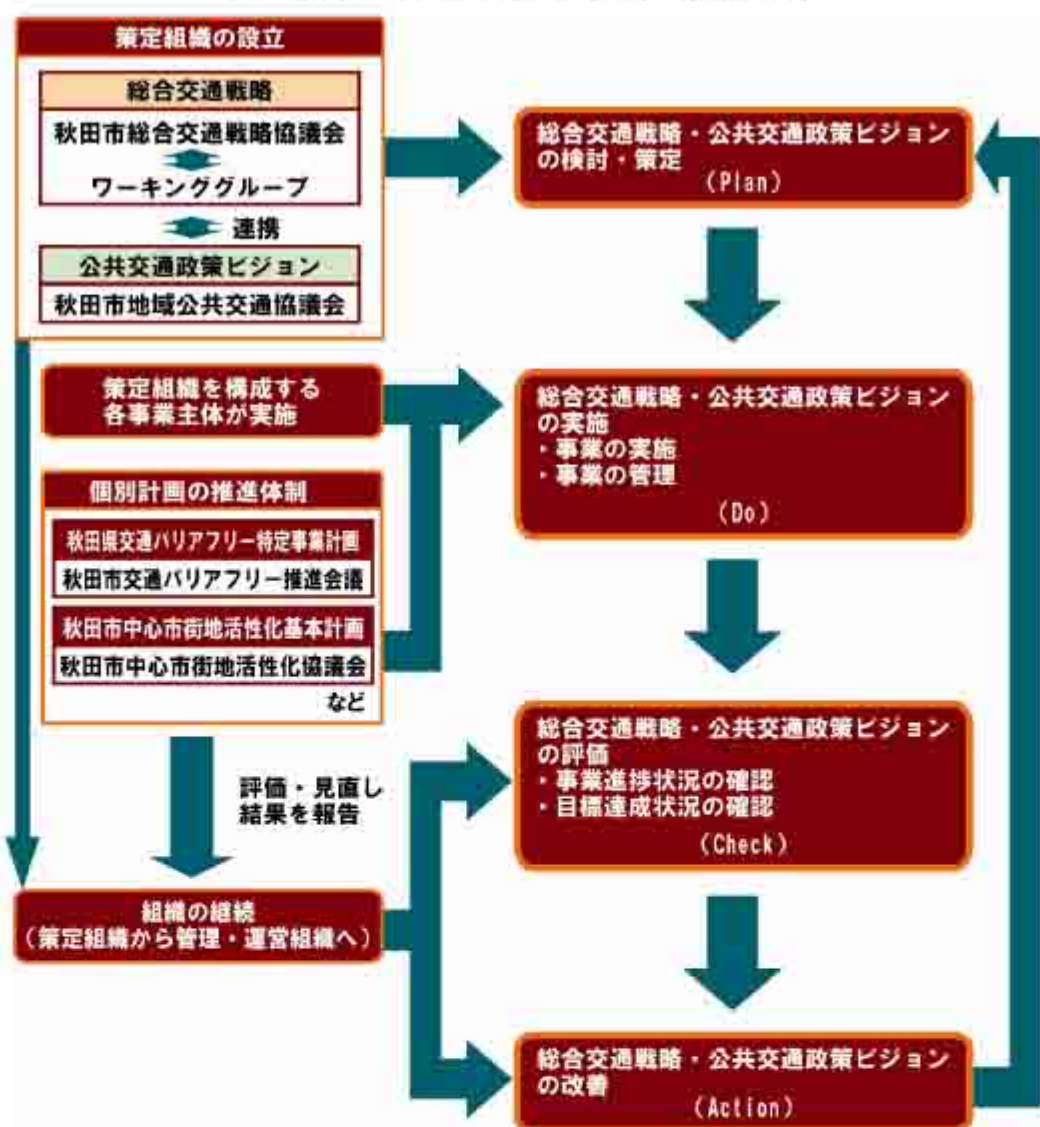
中間年次の平成23年度および目標年次の平成27年度までの成果について評価を行い、その結果にもとづき必要に応じて改善を行う。

公共交通に関しては、「秋田市地域公共交通協議会」と連携を図っていく。

▼PDCA サイクル



▼秋田市総合交通戦略の管理・運営の仕組みと体制



▼秋田市総合交通戦略の管理・運営スケジュール



▼ 秋田市総合交通戦略管理・運営組織(案)

	所属・役職
会 長	秋田大学 工学資源学部 土木環境工学科 准教授
委 員	(社)秋田県バス協会 専務理事
〃	秋田中央交通㈱ 取締役営業本部長
〃	秋田県ハイヤー協会 専務理事
〃	東日本旅客鉄道㈱ 秋田支社 総務部 企画室長
〃	秋田商工会議所 専務理事
〃	国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 調査第二課長
〃	国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局 首席運輸企画専門官
〃	秋田臨港警察署長
〃	秋田中央警察署長
〃	秋田東警察署長
〃	秋田県 建設交通部 建設交通政策課長
〃	秋田県 建設交通部 都市計画課長
〃	秋田県 建設交通部 道路課長
〃	秋田市 建設部 道路建設課長
〃	秋田市 建設部 道路維持課長
〃	秋田市 都市整備部 都市計画課長
〃	秋田市 都市整備部 交通政策室長

事務局 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市総合交通戦略は、秋田市都市計画課HPに掲載しています。
こちらをご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/keikaku/09senryaku/senryaku.htm>